熊谷市自治会連合会名簿取扱規程の一部改正(案)

改正案 現行 (名簿の作成及び管理) (名簿の作成及び管理) 第2条 熊谷市自治会連合会(以下「連合 第2条 熊谷市自治会連合会(以下「連合 会」という。)は、自治会長の把握、連合 会」という。)は、自治会長の把握、連合 会内の連絡その他の円滑な自治会活動に 会内の連絡その他の円滑な自治会活動に 資することを目的に次に掲げる事項を記 資することを目的に次に掲げる事項を記 録した名簿(以下「連合会名簿」という。) 録した名簿(以下「連合会名簿」という。) を作成し、その管理は連合会の事務局に を作成し、その管理は連合会の事務局に おいて行うものとする。 おいて行うものとする。 (1) 正副会長、理事及び監事の氏名、 (1) 正副会長、理事及び監事の氏名、 住所及び電話番号 住所及び電話番号 (2) 自治会又は地区自治会連合会の名 (2) 自治会又は地区自治会連合会の名 称、班数及び世帯数 称、班数及び世帯数 (3) 自治会長の氏名、住所及び電話番 (3) 自治会長の氏名、住所及び電話番 묽 묽 (4) メールによる連絡を希望する自治 会長については、メールアドレス

この規程は令和6年5月30日から施行する。

令和6年5月30日提出 熊谷市自治会連合会会長 森田 廣次